

**手続名**  
後期高齢者医療の資格取得・喪失及び変更の届出（受付）に関する事務

担当課・係（連絡先）

保険年金課・後期高齢者医療係（049-251-2711 内線311・321）

**手続説明**

- ・概要  
生活保護の廃止・開始等による資格の取得・喪失  
住民票の移動等による変更はその変更手続きと同時に行いますので、単独での手続きは必要ありません。
- ・対象者  
富士見市後期高齢者医療被保険者

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・生活保護が廃止又は開始になったことがわかる福祉事務所が発行する証明書
- ・後期高齢者被保険者証

手続詳細URL

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり（休日は申請のみ・証は郵送）